

あなたのご遺志を未来へつなぐ

九州大学への遺贈



目次

01

遺贈寄附とは

03

遺贈の方法

05

謝意について

参考

わたしの相続人は誰だろう？

02

遺贈寄附のメリット

04

寄附金の活用

06

よくあるご質問

九州大学とともに未来を創る

遺贈寄附という選択肢があります

日頃より九州大学の教育・研究活動に温かいご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

現在、私たちを取り巻く社会は、エネルギー資源問題に端を発する経済安全保障への懸念、自然災害、パンデミック、技術革新など、将来予測が難しい不確実な状況が続いております。こうした時代において、九州大学は、自然科学・人文社会科学・デザインなど多様な学問分野を融合し、新たな知見を創出する「総合知」により、複雑な社会課題の解決に取り組んでおります。

2021年、文部科学大臣より「指定国立大学法人」の指定を受けた本学は、「Kyushu University VISION 2030」に基づき、「総合知で社会変革を牽引する大学」を目指してまいりました。九州・福岡から新たな社会変革の波を起こし、持続可能で多様な幸せを実現する社会の構築に向けた挑戦には、皆さまの力強いご支援が欠かせません。

2011年に創設した「九州大学基金」では、寄附者の皆さまの思いを受け止め、研究・教育の高度化、地域との共創、若手研究者の育成など、未来への投資となる取り組みを着実に進めております。

近年、少子高齢化を背景に、ご自身の相続についてお悩みをお持ちの方や、家族構成の変化に伴い従来とは異なる形で財産の継承を考える方が増え、遺贈寄附への関心が高まっています。皆さまの大切な財産を未来への贈り物として、九州大学の教育・研究活動に役立てたいという想いが、次世代を支える力となり、社会の未来を築く礎となります。

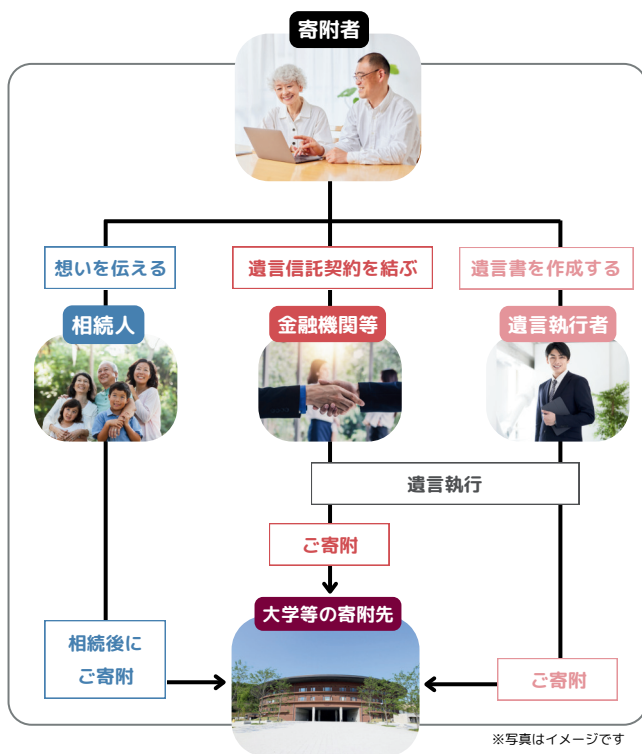
皆さまの志を未来へとつなぐため、九州大学への遺贈寄附について、ぜひご検討賜りますようお願い申し上げます。

01 遺贈寄附とは

一般的な遺贈寄附の種類

人生のしめくくりに、社会のために財産を役立てたいー

そんな「想い」を形にするのが「遺贈寄附」です。遺贈寄附とは、亡くなった後に財産の全部または一部を、信頼できる団体や機関に寄附する仕組みです。



遺言による寄附

財産の全部または一部を国立大学法人、公益法人、NPO法人等の団体や機関に寄附することを「遺言」で残します。



信託による寄附

財産の全部または一部を国立大学法人、公益法人、NPO法人等の団体や機関に寄附することを金融機関等との信託契約に基づき「遺言」で残します。



相続財産による寄附

手紙、エンディングノート、言葉などで遺族に相続財産の全部または一部を寄附することを伝えます。

ご寄附は、現金以外に株式などの有価証券、不動産、金地金、美術品などもお引受け出来る可能性があります。ただし、寄附資産の大学業務での活用が前提となるため、受け入れにあたっては個別にご相談させていただきます。

02 遺贈寄附のメリット

贈与寄附が選ばれる理由

- 育ててくれた母校に恩返しをしたい
- 未来への希望を残したい
- 子どもがいないため、財産の行き先を自分で決めたい
- 相続税対策として検討したい
- 最後の社会貢献をしたい



少子高齢化や家族構成の変化を背景に、従来の相続とは異なる形で財産の使い道を考える方が増えています。遺贈寄附は、自分の意思を未来につなぐ、安心で意義ある選択肢です。

01

自分の財産の使い道を決めることができます

亡くなった後、その財産は通常、法定相続人に引き継がれます。しかし、相続人がいない方の場合、財産は最終的に国のものとなる可能性があります。そこで、生前に遺贈寄附の準備をしておくことで、亡くなった後に自分の財産を、応援したい団体や社会のために役立てることができます。



02

老後の生活資金にも影響せず、少額からでもできます

遺贈寄附とは、生前に使い切れなかった財産を、亡くなった後に社会のために役立てる仕組みです。この寄附は、契約ではなく「意思表示」によって行われるため、たとえ逝去の時点で寄附予定の財産が残っていても問題はありません。つまり、老後の生活資金を心配することなく、日々を安心して過ごしながら、未来への思いを形にすることができます。



03

社会貢献につながります

遺贈寄附によって、支援したい団体へ財産を託すことは、その団体の活動を直接応援することにつながります。あなたの願いが、次の世代の希望となり、社会をより良くする原動力になります。



04

税制上の優遇措置があります

〈所得税の優遇措置〉

九州大学基金への寄附金は、所得税法上の「特定寄附金」として、財務大臣から指定されています。そのため、以下のような控除が受けられます。

- 遺言による寄附の場合：被相続人の所得から控除（準確定申告が必要）
- 相続財産からの寄附の場合：寄附を行った相続人の所得から控除（確定申告が必要）

〈相続税の優遇措置〉

九州大学基金へ相続または遺贈財産の一部をご寄附いただいた場合、その寄附額は相続税の課税対象から除外されます（租税特別措置法第70条第1項）。



みなし譲渡所得税の非課税措置について（租税特別措置法第40条第1項）

「みなし譲渡所得税」とは、個人が不動産、株式等の現物資産を法人に寄附した場合、寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対してかかる所得税です。通常、現金以外によるご寄附をいただいた場合、寄附者には「みなし譲渡所得税」がかかりますが、本学に対する寄附については、一定の要件を満たした場合、非課税措置が受けられます。ただし、寄附資産の大学業務での活用が前提となるため、受入にあたっては個別にご相談させていただきます。

03 遺贈の方法

九州大学基金への遺贈の流れ



／ ご相談無料 ／

まずはお気軽にお問い合わせください！

九州大学基金 遺贈相談窓口



TEL 092-802-6789

ご生前

1

遺贈内容についてご相談を受け付けます

※ 信託銀行等をご紹介しますことも可能です

お話を伺い、想いに沿った寄附メニューのご提案、遺贈による寄附の事例紹介などを行います。確実に執行できるよう、専門家を紹介することも可能です。

2

遺言執行者をお決めください

遺産引渡しや登記などの手続きの際に、法律や財務、不動産登記などの専門知識が求められることが多いため、遺言執行者は、弁護士・司法書士・信託銀行などの専門家を指定いただくことをおすすめします。

3

遺言書の内容について確認があります

法的に有効な遺言書を作成ください。なお、遺言書の文言表記などについて、遺言執行者から本学へ確認が行われることがありますが、ご本人の了承なく遺言者の個人情報の本学へ提供されることはありません。

4

ご家族等から遺言執行者へご逝去のお知らせがあります

遺言執行者とご相談の上、ご家族や信頼できる方など、遺言執行者にご逝去のお知らせをする「死亡通知人」をお選びいただき、お知らせの手順を確認しておくスムーズです。

5

遺言書の開示・遺言執行が行われます

死亡通知人からの連絡により、遺言執行者が遺言内容を執行します。

6

大学へ遺贈財産をお引渡しいただきます

遺言執行者から九州大学へ、遺贈財産をお引渡しいただきます。

7

ご遺産の受入を行います

遺贈いただいた貴重な寄附は、九州大学で大切に活用させていただきます。

※九州大学に遺贈いただいた財産には、相続税が課税されません。詳しくは「税制上の優遇措置」(P4)をご参照ください。

遺言書の種類と作成について

一般的に、遺言書には「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2種類があります。九州大学基金へ遺贈いただく場合は、安全で確実な「公正証書遺言」をおすすめしています。



	自筆証書遺言（保管制度あり）	公正証書遺言
作成方法	遺言者が、遺言書全文を自筆で書き、日付・署名・押印する。代筆や録音、ワープロは不可（財務目録に限りワープロ等の使用可）。	遺言者は公証人と相談し、公証役場で証人立会いのもと作成する。
保管	自宅で保管、専門家に預ける、あるいは法務局の保管制度（2020年7月10日施行）を利用するなど。	原本は公証役場で保管するため安全性が高い。紛失時は写しの再発行が可能。
検認	法務局以外で保管した遺言書は、家庭裁判所での検認が必要。	公証人と証人が確認済みのため、検認は不要。
費用	法務局で保管する場合は手数料が発生する。 ※専門家に依頼すれば別途費用がかかる	公証人、および証人への手数料が発生する（財産額により変動）。
ポイント	・手軽に作成可能 ・内容の正確性は自己責任 ・保管制度を使えば検認不要	・専門家が関与するため正確性が高い ・証人が必要 ・内容が第三者に知られる可能性あり

look

「付言事項」とは

遺言書を通して、家族やお世話になった人などへの感謝の気持ちや想いを伝える文書（メッセージ）を「付言事項」といいます。これは法律に定められているものではないので、遺言書に記載するかは任意ですが、遺言者の気持ちや想いを伝える手段として一般的に用いられています。

遺言書の作成時の留意点

遺贈をご検討いただく際のお願いです。



「遺留分」に配慮した財産の分配をご検討ください。

遺留分とは、相続人（配偶者、子、親など）が民法で最低限度保証された相続財産の受取分のことです。確実にご遺志を実現させるために、生前からご家族と話し合い、遺言書作成時には「遺留分」を侵害しないようご注意ください。

※兄弟姉妹、および甥姪には遺留分がありません。



「遺贈先」を遺言書の中でご指定ください。

九州大学では、学生や研究、または研究施設に支援したいといった種々のご相談を受け付けております。九州大学への寄附については、遺贈先を「九州大学基金」と遺言書の中でご指定いただくようお願いいたします。

04 寄附金の活用

寄附の種類

皆さまからいただいたご寄附金は、研究者や学生の支援など様々な支援事業で活用させていただきます。ぜひ、皆さまの「想い」を九州大学へお寄せください。

九州大学へ（大学一任）のご支援

世界水準の研究教育を展開するための原資として活用させていただくとともに、地域社会との共創による活動、ご寄附を適切に運営するための経費として末永く活用させていただきます。



▼九州大学基金には他にも寄附メニューを多数ご用意していますので、ぜひご相談ください。

研究へのご支援



学生へのご支援



施設整備へのご支援



部活動・サークル活動へのご支援



学部・学府・研究院等へのご支援



病院へのご支援



look

税制上の優遇措置があります

寄附の種類によっては、**所得控除**に加え**税額控除**の適用対象となるものがあります。最新の寄附内容は、右記の九大基金ホームページからご確認ください。

＼ 詳細はこちらから ＼



※ご寄附は、現金以外に株式などの有価証券、不動産、金地金、美術品などもお引受け出来る可能性があります。
ただし、寄附資産の大学業務での活用が前提となるため、受け入れにあたっては個別にご相談させていただきます。

05 謝意について

九州大学基金にご寄附をいただいた皆さまに、
感謝をこめて顕彰や特典をご用意しています。

称号の付与と銘板の掲載

ご寄附の累計額に応じて、称号を贈呈させていただきます。
また、九州大学伊都キャンパスのランドマークとして建設された椎木講堂に、称号ごとの銘板を掲示させていただいております。



称号 ※2023年度より新しく新設	個人	法人・団体	銘板種別
特別栄誉賞 (殿堂入り)	1億円以上	5億円以上	金(彫刻銘板) 100mm×500mm
特別栄誉賞	1,000万円以上	1億円以上	金 70mm×350mm
栄誉賞	500万円以上	1,000万円以上	金 40mm×260mm
特別功労賞	100万円以上	500万円以上	銀 30mm×200mm
功労賞	50万円以上	100万円以上	銀 30mm×200mm
功績賞	10万円以上	50万円以上	銀 15mm×100mm

新しい称号・銘板は、九州大学基金に令和5年3月31日までに寄附頂いた累計額をもとに設置させていただきます。以降は前年度末までの九州大学基金への寄附累計額に応じて設置いたします。(公表を希望されない方は除きます。)

その他、様々な謝意をご用意しています

＼ 謝意の詳細はこちら /

- ✓ 紺綬褒章の推薦・九州大学感謝状贈呈を行います
- ✓ 基金の名称に氏名等を冠することができます
- ✓ 広報誌、当基金WEBサイトにご芳名を掲載します
- ✓ 総長主催の「栄誉の会」や「感謝の集い」にご招待します
- ✓ 九州大学基金 活動報告書をお送りします
- ✓ 学内外で様々な特典を用意した**九大会員証**を発行します

※ 各謝意には寄附額の基準を設けています。



1回 1万円以上もしくは
継続年 2,000円以上のご寄附で
どなたでも会員になれます



06 よくあるご質問



Q

遺言書の作成にあたり、内容について相談できますか？

A

遺言書作成にあたり、一般的なご相談をお受けしますし、相続の専門家をご紹介しますことも可能です。※遺言書を作成せず相続発生時に信託財産を寄附できる「遺言代用寄附信託」等、信託の仕組みを利用した寄附の方法もあります。

Q

財産を全て寄附することはできますか？

A

債務を含むすべて（あるいは〇割）を遺贈する「包括遺贈」はお受けできません。また、不動産等の現金以外の財産についてもお引受けできない場合がありますので、事前にご相談ください。

Q

生前贈与はできますか？

A

もちろんお受けできます。本基金では、複数の寄附プロジェクトをご用意しています。生前贈与でも「みなし譲渡非課税措置」を受けることが可能な場合もありますので、事前にご相談ください。

Q

提携している金融機関を教えてください。

A

協定を提携している信託銀行等は以下の通りです。

- 三井住友信託銀行 福岡支店 ■三菱UFJ信託銀行 福岡支店
- 西日本シティ銀行 信託ウェルスマネジメント室
- レディーフォー 遺贈寄付サポート窓口

毎年、相続・遺言セミナーを開催しています！



毎年、九州大学の著名な先生と信託の専門家をお招きして、皆さまの関心が高いテーマを基にセミナーを開催しています。

／ ご相談無料 ／



まずはお気軽にお問い合わせください！

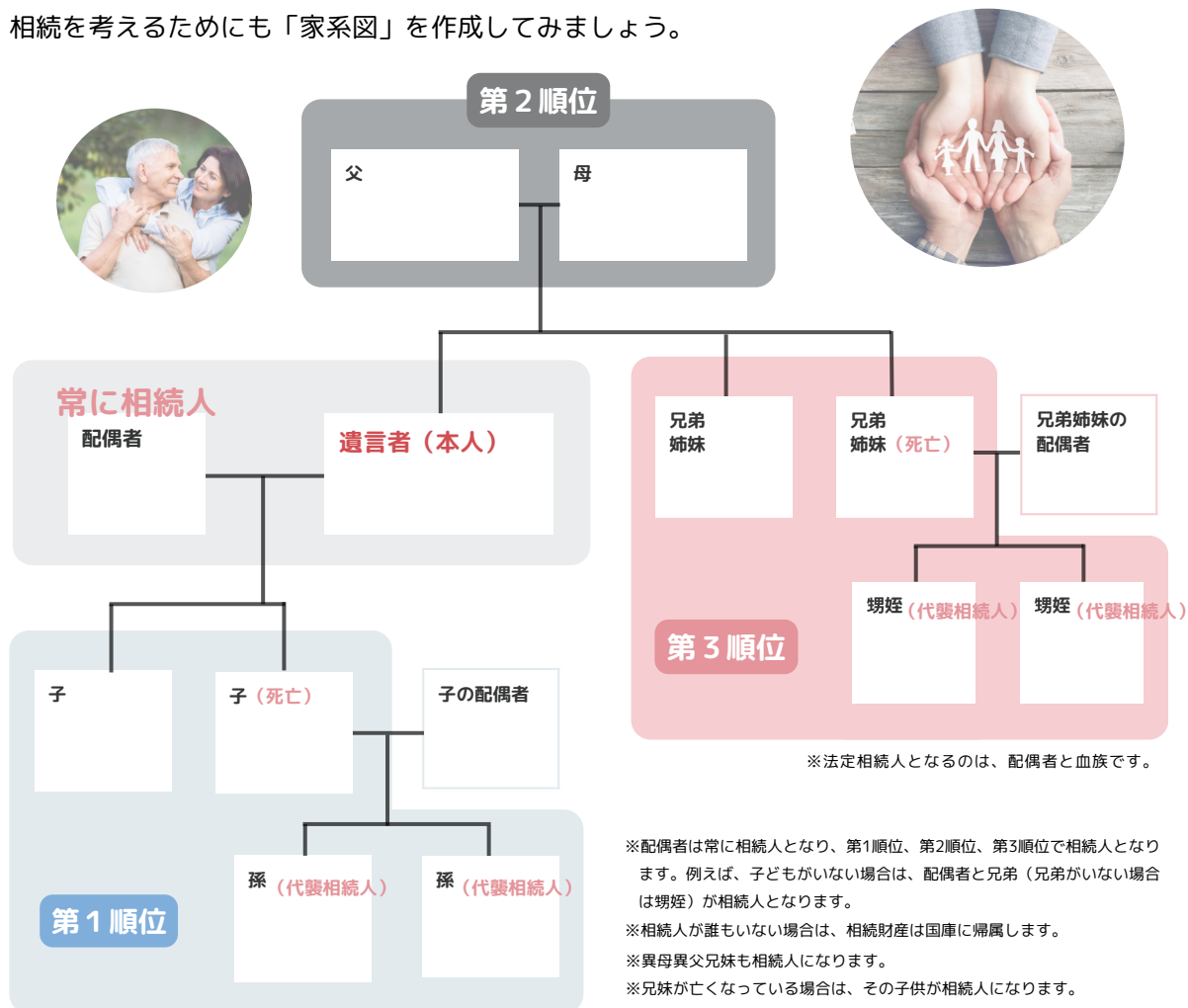
九州大学基金 遺贈相談窓口

TEL 092-802-6789

参考 わたしの相続人は誰だろう？

法定相続人（範囲・順位）

相続を考えるためにも「家系図」を作成してみましょう。



法定相続分・遺留分

	順位（組み合わせ）	法定相続分		遺留分	
1	配偶者 と 子	配偶者 1/2	子 1/2	配偶者 1/4	子 1/4
2	配偶者 と 父母	配偶者 2/3	父母 1/3	配偶者 1/3	父母 1/6
3	配偶者 と 兄弟姉妹	配偶者 3/4	兄弟姉妹 1/4	配偶者 1/2	兄弟姉妹 なし
4	配偶者のみ	1/1（全部）		1/2	
5	子のみ	1/1（全部）		1/2	
6	父母のみ	1/1（全部）		1/3	
7	兄弟姉妹のみ	1/1（全部）		なし	



まずはお気軽にご連絡ください

お電話、WEBまたは担当者との面談によるご相談も受け付けています

 **092-802-6789**

九州大学基金 遺贈相談窓口

受付時間：平日9：00～17：00

※祝祭日・お盆・年末年始を除く

WEBでの
ご相談は
こちらから



九州大学基金事業推進室 〒819-0395 福岡県福岡市西区元岡744 TEL:092-802-2150